

総務・企業常任委員会資料  
平成27年(2015年)9月9日  
総務部市町振興課

# 滋賀県過疎地域自立促進方針

(案)

平成27年 月

滋 賀 県

## 滋賀県過疎地域自立促進方針 目次

|    |                                                                 |    |
|----|-----------------------------------------------------------------|----|
| 1  | 滋賀県過疎地域自立促進方針の位置づけ                                              | 1  |
| 2  | 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項                                             | 2  |
|    | (1) 過疎地域の現状と課題                                                  | 2  |
|    | (2) 過疎地域自立促進の基本的な方向                                             | 7  |
|    | (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連                                      | 7  |
|    | (4) 方針に基づく計画の策定                                                 | 8  |
| 3  | 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業振興および観光の開発に関する事項                         | 8  |
|    | (1) 農業の振興                                                       | 8  |
|    | (2) 林業の振興                                                       | 9  |
|    | (3) 水産業の振興                                                      | 9  |
|    | (4) 商工業等の振興                                                     | 9  |
|    | (5) 観光の開発                                                       | 9  |
| 4  | 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化ならびに地域間交流の促進に関する事項 | 10 |
|    | (1) 交通通信体系の整備                                                   | 10 |
|    | (2) 情報化および地域間交流の促進                                              | 10 |
| 5  | 過疎地域における生活環境の整備に関する事項                                           | 10 |
| 6  | 過疎地域における高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項                             | 11 |
| 7  | 過疎地域における医療の確保に関する事項                                             | 11 |
| 8  | 過疎地域における教育の振興に関する事項                                             | 12 |
| 9  | 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項                                          | 12 |
| 10 | 過疎地域における集落の整備に関する事項                                             | 12 |
|    | <参考> 滋賀県内の過疎地域の分布図                                              | 13 |

# 滋賀県過疎地域自立促進方針

## 1 滋賀県過疎地域自立促進方針の位置づけ

過疎地域にかかる特別措置法として、昭和 45 年 4 月 1 日に「過疎地域対策緊急措置法」が 10 年間の時限立法として施行されて以来、これまで 4 回の時限立法が制定されてきました。過疎地域を取り巻く社会情勢を踏まえたうえで、過疎地域に求められる役割や過疎地域振興の理念、過疎対策の意義・必要性について検討され、10 年ごとに新たな立法措置が講じられてきたところ

です。  
平成 12 年 4 月 1 日に施行された「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）」については、平成 22 年の法改正により法の期限が平成 22 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日まで延長されました。さらに、東日本大震災の発生により過疎対策事業の遅延が想定され、各地域から法の期限延長を求める強い要望があったことを踏まえて、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が平成 24 年 6 月 27 日に施行され、法の期限が平成 33 年 3 月 31 日まで延長されたところです。

また、平成 22 年の法改正の際、衆参総務委員会の決議等において、改正法施行後 3 年を目途として、平成 22 年の国勢調査の結果および地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。具体的な改正内容としては、これまでの国勢調査の結果の反映手法を踏襲する形で、改正前の過疎地域要件に加え、平成 22 年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加および、過疎対策事業債の対象施設が追加される等制度の充実が図られました。

この滋賀県過疎地域自立促進方針（以下「方針」という。）は、県内の過疎地域の現状や過疎地域を抱える市の取組等を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の県が行う過疎地域の自立促進を図るための大綱となるものであると同時に、法に基づき策定される過疎地域自立促進市町村計画や過疎地域自立促進県計画の指針となるものです。

本県の過疎地域は 2 地域（長浜市の旧余呉町区域および高島市の旧朽木村区域）であり、旧余呉町区域は県北部の県境に、旧朽木村区域は県北西部の県境に位置しています。両地域は、平成 22 年国勢調査結果で人口は約 0.40%、面積は県土の約 8.3%となっています。両地域には豊かな自然や多様な地域資源が存在しており、これらの資源を活かし、住民、行政など地域に係わる全ての人々の創意工夫により地域の活性化、自立促進を図っていくことが求められます。

### 過疎地域指定の状況

| 対象区域名       | 適用条文         | 備考     |
|-------------|--------------|--------|
| 長浜市の旧余呉町の区域 | 法第 33 条第 2 項 | 特別豪雪地帯 |
| 高島市の旧朽木村の区域 | 法第 33 条第 2 項 | 豪雪地帯   |

## 2 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項

### (1) 過疎地域の現状と課題

本県は日本列島のほぼ中央に位置する交通の要衝地であり、京阪神への通勤圏として、最近まで人口が増加していました。

県南部のいわゆる湖南地域では人口が増加している一方、県北部、西部のいわゆる湖北・湖西地域には人口の減少が続いている地域も存在しています。中でも、湖北地域の一角を占める長浜市の旧余呉町の区域および湖西地域の一角を占める高島市の旧朽木村の区域は過疎地域となっています。

#### ① 過疎地域の人口の動向

##### ア) 人口の推移 (国勢調査)

(( % )は昭和35年からの伸率)

|      | S35年     | S40年     | S45年     | S50年     | S55年       | S60年       | H2年        | H7年        | H12年       | H17年       | H22年       |
|------|----------|----------|----------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 旧余呉町 | 6,344人   | 5,713人   | 5,381人   | 5,129人   | 5,058人     | 4,900人     | 4,672人     | 4,417人     | 4,218人     | 3,931人     | 3,526人     |
|      |          | (▲9.9%)  | (▲15.2%) | (▲19.2%) | (▲20.3%)   | (▲22.8%)   | (▲26.4%)   | (▲30.4%)   | (▲33.5%)   | (▲38.0%)   | (▲44.4%)   |
| 旧朽木村 | 4,532人   | 4,007人   | 3,501人   | 3,182人   | 2,876人     | 2,815人     | 2,616人     | 2,603人     | 2,625人     | 2,310人     | 2,072人     |
|      |          | (▲11.6%) | (▲22.7%) | (▲30.2%) | (▲36.5%)   | (▲37.9%)   | (▲42.3%)   | (▲42.6%)   | (▲42.1%)   | (▲49.0%)   | (▲54.3%)   |
| 県全体  | 842,695人 | 853,385人 | 889,768人 | 985,621人 | 1,079,888人 | 1,155,844人 | 1,222,411人 | 1,287,005人 | 1,342,832人 | 1,380,361人 | 1,410,777人 |
|      |          | (1.3%)   | (5.6%)   | (17.0%)  | (28.1%)    | (37.2%)    | (45.1%)    | (52.7%)    | (59.3%)    | (63.8%)    | (67.4%)    |

本県の人口は、平成22年の国勢調査で1,410,777人であり、前回調査の平成17年から30,416人、2.2%増加しています。昭和35年と比べ568,082人、67.4%増加しています。

一方、過疎地域においては昭和35年以降、人口減少の一途をたどっています。平成22年の人口は昭和35年と比べ、旧余呉町区域で44.4%の減少、旧朽木村区域で54.3%の減少と人口減少が著しい状況になっています。

##### イ) 年齢階層別人口比率等の推移 (国勢調査)

###### ・人口に占める0歳から14歳までの人口比率等の推移

|      | S35年     | S40年     | S45年     | S50年     | S55年     | S60年     | H2年      | H7年      | H12年     | H17年     | H22年     |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 旧余呉町 | 1,975人   | 1,649人   | 1,320人   | 1,159人   | 1,036人   | 920人     | 828人     | 743人     | 662人     | 535人     | 391人     |
|      | 31.1%    | 28.9%    | 24.5%    | 22.6%    | 20.5%    | 18.8%    | 17.7%    | 16.8%    | 15.7%    | 13.6%    | 11.1%    |
| 旧朽木村 | 1,622人   | 1,268人   | 894人     | 658人     | 530人     | 504人     | 457人     | 400人     | 353人     | 289人     | 223人     |
|      | 35.8%    | 31.6%    | 25.5%    | 20.8%    | 18.4%    | 17.9%    | 17.5%    | 15.4%    | 13.4%    | 12.5%    | 10.8%    |
| 県全体  | 243,026人 | 211,318人 | 205,440人 | 238,315人 | 265,737人 | 270,330人 | 249,258人 | 231,022人 | 220,072人 | 213,147人 | 210,753人 |
|      | 28.8%    | 24.8%    | 23.1%    | 24.2%    | 24.6%    | 23.4%    | 20.4%    | 18.0%    | 16.4%    | 15.5%    | 15.1%    |

・人口に占める 15 歳から 64 歳までの人口比率等の推移

|      | S35 年     | S40 年     | S45 年     | S50 年     | S55 年     | S60 年     | H2 年      | H7 年      | H12 年     | H17 年     | H22 年     |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 旧余呉町 | 3,765 人   | 3,463 人   | 3,432 人   | 3,303 人   | 3,262 人   | 3,116 人   | 2,873 人   | 2,575 人   | 2,374 人   | 2,175 人   | 1,922 人   |
|      | 59.4%     | 60.6%     | 63.8%     | 64.4%     | 64.5%     | 63.6%     | 61.5%     | 58.3%     | 56.3%     | 55.3%     | 54.5%     |
| 旧朽木村 | 2,548 人   | 2,353 人   | 2,184 人   | 2,040 人   | 1,844 人   | 1,795 人   | 1,567 人   | 1,503 人   | 1,498 人   | 1,226 人   | 1,105 人   |
|      | 56.2%     | 58.7%     | 62.4%     | 64.5%     | 64.1%     | 63.8%     | 59.9%     | 57.7%     | 57.1%     | 53.1%     | 53.3%     |
| 県全体  | 536,225 人 | 572,816 人 | 605,063 人 | 655,159 人 | 705,815 人 | 760,695 人 | 824,232 人 | 874,455 人 | 906,629 人 | 916,572 人 | 897,583 人 |
|      | 63.6%     | 67.1%     | 68.0%     | 66.5%     | 65.4%     | 65.8%     | 67.4%     | 68.0%     | 67.5%     | 66.5%     | 64.2%     |

・人口に占める 65 歳以上の人口比率等の推移

|      | S35 年    | S40 年    | S45 年    | S50 年    | S55 年     | S60 年     | H2 年      | H7 年      | H12 年     | H17 年     | H22 年     |
|------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 旧余呉町 | 604 人    | 601 人    | 629 人    | 667 人    | 760 人     | 864 人     | 971 人     | 1,099 人   | 1,182 人   | 1,221 人   | 1,211 人   |
|      | 9.5%     | 10.5%    | 11.7%    | 13.0%    | 15.0%     | 17.6%     | 20.8%     | 24.9%     | 28.0%     | 31.1%     | 34.4%     |
| 旧朽木村 | 362 人    | 386 人    | 423 人    | 464 人    | 502 人     | 516 人     | 590 人     | 700 人     | 774 人     | 795 人     | 744 人     |
|      | 8.0%     | 9.6%     | 12.1%    | 14.7%    | 17.5%     | 18.3%     | 22.6%     | 26.9%     | 29.5%     | 34.4%     | 35.9%     |
| 県全体  | 63,444 人 | 69,251 人 | 79,265 人 | 91,937 人 | 108,245 人 | 124,857 人 | 147,144 人 | 181,376 人 | 215,552 人 | 249,418 人 | 288,788 人 |
|      | 7.5%     | 8.1%     | 8.9%     | 9.3%     | 10.0%     | 10.8%     | 12.0%     | 14.1%     | 16.1%     | 18.1%     | 20.7%     |

平成 22 年国勢調査においては、過疎地域における 65 歳以上の人口比率は旧余呉町区域 34.4%、旧朽木村区域 35.9%と、県全体の 20.7%を大きく上回って高齢化が進んでいる結果が出ています。

15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、平成 22 年国勢調査で、旧余呉町区域 54.5%、旧朽木村区域 53.3%となっており、県全体の 64.2%と比べて、約 10 ポイント低くなっています。

②過疎地域の産業の動向（国勢調査）

・15 歳以上就業者数に占める第 1 次産業の就業者数の割合等の推移

|      | S35 年     | S40 年     | S45 年     | S50 年    | S55 年    | S60 年    | H2 年     | H7 年     | H12 年    | H17 年    | H22 年    |
|------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 旧余呉町 | 2,362 人   | 1,896 人   | 1,456 人   | 1,010 人  | 788 人    | 578 人    | 392 人    | 379 人    | 334 人    | 293 人    | 202 人    |
|      | 66.9%     | 60.8%     | 45.7%     | 36.0%    | 28.2%    | 22.8%    | 16.7%    | 16.9%    | 16.0%    | 15.5%    | 12.2%    |
| 旧朽木村 | 1,567 人   | 1,368 人   | 986 人     | 603 人    | 406 人    | 333 人    | 163 人    | 183 人    | 115 人    | 158 人    | 116 人    |
|      | 71.3%     | 64.8%     | 51.3%     | 34.4%    | 25.5%    | 21.6%    | 12.4%    | 14.3%    | 9.4%     | 13.9%    | 12.0%    |
| 県全体  | 185,766 人 | 156,883 人 | 134,076 人 | 87,787 人 | 60,961 人 | 46,399 人 | 34,527 人 | 33,047 人 | 23,518 人 | 25,145 人 | 18,548 人 |
|      | 43.6%     | 35.2%     | 27.6%     | 18.0%    | 11.7%    | 8.4%     | 5.7%     | 5.0%     | 3.5%     | 3.7%     | 2.8%     |

・ 15 歳以上就業者数に占める第 2 次産業の就業者数の割合等の推移

|      | S35 年     | S40 年     | S45 年     | S50 年     | S55 年     | S60 年     | H2 年      | H7 年      | H12 年     | H17 年     | H22 年     |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 旧余呉町 | 409 人     | 416 人     | 884 人     | 870 人     | 891 人     | 940 人     | 937 人     | 841 人     | 723 人     | 588 人     | 544 人     |
|      | 11.6%     | 13.4%     | 27.7%     | 31.0%     | 31.9%     | 37.1%     | 39.9%     | 37.4%     | 34.6%     | 31.6%     | 32.8%     |
| 旧朽木村 | 265 人     | 242 人     | 497 人     | 575 人     | 580 人     | 579 人     | 534 人     | 417 人     | 373 人     | 292 人     | 238 人     |
|      | 12.1%     | 11.5%     | 25.9%     | 32.8%     | 36.5%     | 37.5%     | 40.6%     | 32.7%     | 31.0%     | 25.7%     | 24.6%     |
| 県全体  | 107,645 人 | 134,140 人 | 171,011 人 | 189,144 人 | 208,216 人 | 229,897 人 | 255,076 人 | 267,257 人 | 259,531 人 | 234,322 人 | 220,587 人 |
|      | 25.3%     | 30.1%     | 35.2%     | 38.7%     | 40.0%     | 41.4%     | 42.4%     | 40.8%     | 38.8%     | 34.4%     | 32.7%     |

・ 15 歳以上就業者数に占める第 3 次産業の就業者数の割合等の推移

|      | S35 年     | S40 年     | S45 年     | S50 年     | S55 年     | S60 年     | H2 年      | H7 年      | H12 年     | H17 年     | H22 年     |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 旧余呉町 | 760 人     | 804 人     | 846 人     | 918 人     | 1,113 人   | 1,017 人   | 1,018 人   | 1,024 人   | 1,032 人   | 1,003 人   | 895 人     |
|      | 21.5%     | 25.8%     | 26.6%     | 32.8%     | 39.8%     | 40.1%     | 43.3%     | 45.6%     | 49.3%     | 52.9%     | 53.9%     |
| 旧朽木村 | 364 人     | 500 人     | 437 人     | 575 人     | 604 人     | 630 人     | 614 人     | 675 人     | 728 人     | 684 人     | 609 人     |
|      | 16.6%     | 23.7%     | 22.8%     | 32.8%     | 38.0%     | 40.9%     | 46.7%     | 52.9%     | 59.9%     | 60.2%     | 62.9%     |
| 県全体  | 132,586 人 | 154,507 人 | 181,085 人 | 210,549 人 | 250,556 人 | 278,104 人 | 309,539 人 | 352,168 人 | 378,477 人 | 411,386 人 | 400,229 人 |
|      | 31.1%     | 34.7%     | 37.2%     | 43.1%     | 48.2%     | 50.1%     | 51.5%     | 53.8%     | 58.5%     | 60.5%     | 59.4%     |

15 歳以上就業者に占める産業別の就業者数の割合は、過疎地域では、農林業など第 1 次産業に占める割合が、平成 22 年国勢調査で、旧余呉町区域 12.2%、旧朽木村区域 12.0%となっており、県全体の 2.8%を上回っています。

また、第 1 次産業の割合は、昭和 35 年と比べ、旧余呉町区域で 54.7 ポイントの減少、旧朽木村区域で 59.7 ポイントの減少となっている一方、第 3 次産業の割合は、旧余呉町区域で 32.4 ポイントの増加、旧朽木村区域で 46.3 ポイントの増加となっており、第 1 次産業から第 3 次産業への移行がみられます。

③過疎地域の施設整備の状況

ア) 道路の改良率 (平成 26 年 4 月 1 日現在 県道路課調)

・ 国道の改良率

|       |         |
|-------|---------|
| (長浜市) | (92.4%) |
| (高島市) | (99.3%) |
| 県全体   | 96.1%   |

・ 県道の改良率

|       |         |
|-------|---------|
| (長浜市) | (70.6%) |
| (高島市) | (75.7%) |
| 県全体   | 76.5%   |

・市道の改良率

|       |         |
|-------|---------|
| (長浜市) | (71.7%) |
| (高島市) | (38.9%) |
| 県全体   | 59.7%   |

道路の改良率（実延長に占める規格改良済延長の割合）は、県道、市道について県全体の改良率からみて、改良が進んできていますが、未改良の部分も見られます。

イ) 上下水道の整備状況

・水道普及率（平成 26 年 3 月 31 日現在 市町振興課調）

|      |       |
|------|-------|
| 旧余呉町 | 99.7% |
| 旧朽木村 | 99.3% |
| 県全体  | 99.2% |

・水洗化人口率（平成 26 年 3 月 31 日現在 市町振興課調）

|      |       |
|------|-------|
| 旧余呉町 | 98.1% |
| 旧朽木村 | 96.0% |
| 県全体  | 92.2% |

汚水処理施設については、これまでの過疎対策でも重点的に取り組んでおり、県全体と比べても過疎地域の整備は比較的進んでいます。

ウ) 児童生徒数と小中学校数（平成 26 年度学校基本調査（旧余呉町、旧朽木村の数値はそれぞれ長浜市、高島市の普通交付税算定における数値で記載しています。））

・児童数、小学校数

|      | 児童数     | 小学校数             | 1校あたりの児童数 |
|------|---------|------------------|-----------|
| 旧余呉町 | 179人    | 1校               | 179人      |
| 旧朽木村 | 91人     | 2校               | 46人       |
| 県全体  | 83,457人 | 230校<br>(うち分校1校) | 363人      |

・生徒数、中学校数

|      | 生徒数     | 中学校数 | 1校あたりの生徒数 |
|------|---------|------|-----------|
| 旧余呉町 | 120人    | 1校   | 120人      |
| 旧朽木村 | 57人     | 1校   | 57人       |
| 県全体  | 43,209人 | 107校 | 404人      |

1校あたりの児童数、生徒数については、県全体と比べると大幅に少なくなっています。旧朽木村では小学校の分校が統廃合されて無くなりました。

エ) 医療施設数

・病院数（平成 27 年 4 月 1 日現在 県健康医療課調）

|      |      |
|------|------|
| 旧余呉町 | 0か所  |
| 旧朽木村 | 0か所  |
| 県全体  | 58か所 |

- ・一般診療所数（平成 27 年 4 月 1 日現在 県健康医療課調）

|      |          |
|------|----------|
| 旧余呉町 | 4 か所     |
| 旧朽木村 | 4 か所     |
| 県全体  | 1,049 か所 |

- ・歯科診療所数（平成 27 年 4 月 1 日現在 県健康医療課調）

|      |        |
|------|--------|
| 旧余呉町 | 1 か所   |
| 旧朽木村 | 0 か所   |
| 県全体  | 565 か所 |

- ・薬局数（平成 27 年 3 月 31 日現在 県薬務感染症対策課調）

|      |        |
|------|--------|
| 旧余呉町 | 0 か所   |
| 旧朽木村 | 0 か所   |
| 県全体  | 566 か所 |

医療施設については、過疎地域では市が開設した診療所が設置されているのみとなっており、民間の病院、診療所、薬局は設置されていない状況です。

（※②③④のうち、旧余呉町の H22 年以降の数値は長浜市の数値から旧余呉町分を算出したものであり、旧朽木村の H17 年以降の数値は高島市の数値から旧朽木村分を算出したものです。）

#### ④過疎地域の課題

旧余呉町区域および旧朽木村区域は、人口減少が続き、県内でも高齢化率が特に高い地域となっており、このままではコミュニティ機能の低下により、集落の維持・活性化が困難な状況となることも予想されます。

主要産業である農林業のうち農業は、地理的な条件から経営規模の拡大が難しく、従事者の高齢化と後継者不足が進むなかで、獣害対策や、高付加価値化などによる所得確保等が必要になっています。林業は、国産材供給量が増加傾向にあります。依然として続く木材価格の低迷により厳しい状況が続いており、適正管理による森林保全を図りながら経営的観点に立った林業の展開が求められています。

また、第 1 次産業から第 2 次、第 3 次産業への移行が進んでいますが、山地が大半を占め、ともに豪雪地帯（旧余呉町区域は特別豪雪地帯）に指定され、地理的、気候的な条件においても企業の立地には不利な地域であることから、通勤圏内である合併後の市域を視野に入れ、農林業の 6 次産業化や地域資源の活用による新たな産業の創出、適地での企業誘致等により、若者に魅力のある働く場の確保が求められています。

#### ⑤過疎地域の魅力

過疎地域においては、これまでの過疎対策事業により上下水道、保健福祉施設、教育施設、公営住宅、集落集会所、情報通信施設、観光レクリエーション施設等ハード面での整備が一定程度進められてきたことにより、住民生活の利便性は向上し、市内他地域との均衡が図られています。

また、過疎地域の農耕地や森林は、生物多様性保全、二酸化炭素吸収などの地球環境保全、



水源涵養保全などの多面的公益機能を果たしており、県内だけでなく、京阪神の都市地域を含めた全ての琵琶湖流域住民がこうした恩恵を享受しています。

さらに、近年の自然志向の高まりや農林業へのあこがれなどから、田舎暮らしや町家暮らしを求めて都会から地方へ移り住みたいというニーズが高まっており、過疎地域のもつ魅力が注目されています。

こうしたことから、過疎地域ににぎわいを呼び戻し、集落機能の維持や地域の活性化を図るため、空き家の活用を促し、都会からの移住や交流の受入などに取り組むことも必要と考えられます。

これからは、地域に暮らすことで守られてきた豊かな自然や歴史、文化といった貴重な財産に誇りを持ち、これまで以上に情報発信し、活用することにより地域の魅力を伝え、住む人、訪れる人が増え、他の地域との交流も積極的に進めることで魅力ある自立した地域を目指すための取組を実施していくことが求められています。

## (2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

本県を取り巻く内外の諸情勢や過疎地域の現状を踏まえ、過疎地域の自立促進については、過疎地域に係わる全ての人、豊かな自然、地域に根付く生活・知恵を最大限に活用し、地域産業の振興、生活交通の確保、地域医療の確保、地域文化の振興、集落の維持および活性化などにより、過疎地域の活性化・自立促進を図っていくことを基本的な方向とし、市、地域住民、NPO、企業など、多様な主体との連携や協働により過疎対策事業を幅広い視点で実施することとします。

また、過疎地域自立促進にあたって、次の3点の基本的な考えに沿って取組を推進することとします。

### ① 過疎地域の实情や過疎地域を抱える市のまちづくりの考え方を尊重

過疎地域の厳しい現状を踏まえるとともに、近隣市町村との合併により、それぞれ新市の一部の区域となっていることから、当該市のまちづくりの考え方に沿ったものとします。

### ② 多様な主体と幅広く連携しソフト事業の取組を充実

平成22年の法改正では、過疎対策事業は従来のハード事業に加えて、ソフト事業の重要性が大きく取り上げられています。引き続きこの趣旨も踏まえ、今後、市、地域住民、NPO、企業など多様な主体と幅広く連携・協働しながら観光振興、交通対策、医療の確保、集落の再編等におけるソフト事業にも積極的に取り組んでいくこととします。

### ③ 過疎地域の魅力、資源の活用

豊かな自然環境、温かいコミュニティなど過疎地域の良さを更に情報発信し、地域の魅力を伝えることで、自然志向の高まりや田舎暮らしへのあこがれなどのニーズに対応できる取組を進めることとします。

## (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

両区域とも、近隣市町村と合併しており、それぞれの合併時に作成した基本計画等に基づき、区域の自立促進を図っていくことが求められています。

#### <長浜市の旧余呉町区域>

平成 22 年 1 月 1 日に当該区域（旧余呉町）を含む近隣 6 町が長浜市に編入され、当該区域は長浜市の一部となりました。

長浜市の基本構想（平成 23 年 9 月変更）では、市の将来像を「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」と掲げています。この中で、まちづくりの基本目標を（1）住民自治を確立し、市民が活躍できるまち、（2）豊かな人間性を育む、教育のまち、（3）安全で安心して暮らせるまち、（4）環境に配慮した自然共生のまち、（5）強固な経済基盤と豊かな地域魅力のもと、若い人たちが輝くまちとしており、当該区域も協働でつくる住民自治と環境に配慮した安全で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

#### <高島市の旧朽木村区域>

平成 17 年 1 月 1 日に当該区域（旧朽木村）を含む 6 町村が合併し高島市となり、当該区域は高島市の一部となりました。

高島市が平成 19 年 3 月に策定した高島市総合計画においては、市の将来目標として「水と緑 人のいきかう 高島市」と掲げられており、当該区域は、特に、高齢者が元気で若者にも魅力ある地域づくりを目指し、最大の資源である自然との調和・共生、そして住民の創意と工夫、協働と協調による地域づくりを進めることとしています。その中で、都市との交流や地域特産物の開発・流通の創出による活性化を図り、「朽木らしさ」を生かしながら、「誰もが安心して楽しく生き生きと暮らせる」個性豊かな魅力ある地域づくり事業を展開していくことが求められています。

#### （4）方針に基づく計画の策定

この方針に基づき、過疎地域を有する長浜市および高島市において、過疎地域自立促進市町村計画が定められる。

滋賀県は、長浜市および高島市に協力して講じようとする措置について滋賀県過疎地域自立促進計画を定める。

### 3 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

#### （1）農業の振興

- 集落が一体となって、後継者の確保や集落営農組織の育成などの営農体制の構築、獣害対策の実施、付加価値の高い農産物の生産振興・ブランド化、農村の魅力の情報発信などにより地域農業の維持、活性化を図ります。
- 大都市圏に近いという地理的条件を活かし、豊かな自然環境や歴史、文化など農山村の多様な資源や魅力的な生活を都市住民に発信し、空き家等を活用した都市農村交流や地域の特産物を利用した交流体験活動など観光の視点も取り入れた取組により、農業をはじめ地域産業の活性化を図り、担い手や雇用の場の確保、移住・定住につなげていきます。
- 整備された用水路などの農業水利施設について、長寿命化に重点をおき、効率的・効果的な保全更新を図ります。また、今後、必要とされる農道、用排水路、獣害防止柵等の基盤施設の整備を進めます。

- これらの取組により、国土保全や生態系保全などの中山間地域の農業・農村の有する多面的機能の発揮に努めます。

## (2) 林業の振興

- 地域の多様な林業活動を支える林道等の生産基盤を適切に維持管理するとともに木材の生産拡大につながる作業道の整備を進めます。
- 国産材の供給量が増加傾向を示す中、森林所有者の特定と境界の明確化、施業集約化と高性能林業機械の整備による利用間伐を推進するとともに、併せて獣害対策を実施し、森林組合を中心とした林業事業者による効率的な木材生産体制づくりを強化します。
- 森林の持つ多面的な癒しや保健休養、学びなどの機能の活用に関心が高まる中、森林環境学習、トレッキングや森林セラピー等にも着目し、自然とふれあえる機会の創出と空間整備による森林の有効利用を促進します。
- 地域産材を利用した住宅や薪ストーブ等の普及に加えて、公共施設の木造化などにより、建築用材や木質バイオマスエネルギーなど幅広い用途での森林資源の利用拡大を図ります。
- 地域の森林を守り、活用できる森林所有者を増やすため、自ら山に入り施業を行う森林所有者を育成し、環境に配慮した収入につながる林業を目指します。

## (3) 水産業の振興

- 豊かな自然環境を利用して、稚魚放流などによりアマゴ、イワナ、アユなどを増殖するとともに内水面漁場の魅力を広く発信し、漁業生産だけでなく、健全なレクリエーションの場の提供や環境学習など多面的機能を有する内水面漁業の発展を図ります。
- 山間の豊富な渓流水を活用した遊漁養殖施設を活用し、特産品化や魚のつかみどりなどの観光遊漁により地域の活性化を図ります。
- アユ等の放流魚に対して食害を及ぼすカワウについては、河川等において駆除や追い払いによる被害防除対策を行います。
- 特色ある魚類に影響を与える外来魚については、地元漁協や釣り客の協力の下、対策を行います。

## (4) 商工業等の振興

- いわゆる「買い物弱者」対策や子育て支援、コミュニティの弱体化などの地域課題を踏まえ、地域内での経済循環につながるビジネスの創出支援や起業家への支援を行います。
- 地域の特産品開発戦略を構築するとともに、自主的な活動グループを支援することにより、新規作物などの試験栽培や加工品の市場調査などを通じて特産品開発に取り組みます。
- まちなみを活かした地域イベントの支援やまちのにぎわいの創出および空き店舗の有効利用に取り組み、集客や地域振興に努めます。

## (5) 観光の開発

- 近年、観光の中にストーリー性や癒し効果、また、非日常性を求める傾向にあることから、緑豊かな景観、歴史遺産など地域資源を活用し、森林セラピー、トレッキングなどの体験を組み込んだグリーンツーリズムやエコツーリズムなどの着地型観光の開発に取り組みます。

- 環境に配慮しつつ、自然と文化資源を活用し、宿泊もできる体験レクリエーションゾーン形成のため、滞在拠点施設の整備、観光地への進入路等アクセスの利便性向上、駐車場の整備、歴史的文化遺産等とのネットワーク化、観光農業・観光林業・観光漁業の振興などを推進するとともに、観光客の志向の変化に対応した受入体制や施設の積極的な更新整備と活用を図ります。
- 祭り、郷土料理、特産品などを活用した多彩なイベントの開催を促進し、通年型観光の確立を目指すとともに、地域間交流を積極的に推進します。

#### 4 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化ならびに地域間交流の促進に関する事項

##### (1) 交通通信体系の整備

- 近隣地域等との道路網を整備し、広域的な社会経済文化圏として一体的にネットワークを形成することにより、生活圏域の拡大をすすめ、自立促進の条件整備を図ります。
- 幹線道路をはじめとする道路の未改良部分の整備をすすめるなど、交通ネットワーク機能を強化し、広域生活圏形成と地域間交流を図ります。
- 道路については、山間部を走るため急カーブ、狭隘で危険な箇所、大型車両が通行できない箇所があり、住民や来訪者の利便性の向上や地域経済の活性化を図るため、必要な整備を進めます。
- 豪雪地域の民家密集地においては、機械での除雪作業が困難であり、道路等の融雪施設等の整備や老朽化した施設の更新を図ります。
- 高齢者などを中心とする交通弱者の移動手段として重要なバス路線など、住民の利便性の向上、広域的な公共交通ネットワークの確保の観点から、地域の実情に応じた交通手段の確保に努めます。
- 光ファイバーの整備によるブロードバンド利用可能エリアの拡大、移動通信鉄塔の整備による携帯電話通話エリアの拡大など、地域間の情報通信格差の是正を引き続き進めます。

##### (2) 情報化および地域間交流の促進

- 防災行政情報ネットワークシステムの充実とデジタル化により広報や非常時における情報伝達の手段の強化を図ります。また、保健医療、福祉をはじめとした各種の情報が各家庭でも得られるシステム整備を進め、日常生活における情報化の推進を図ります。
- 自然環境と既存施設を活かした四季を通じた魅力あるイベントを継続的に開催するとともに、都市住民や小中学生等が豊かな自然や歴史文化等に親しむことのできる都市農村交流を積極的に推進するなど、訪問者だけでなく、地域住民が、自ら住んでいる地域に誇りと愛着を持てるよう、地域間交流を積極的に推進します。

#### 5 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

- 水道施設については、経年劣化の著しいものを優先し、計画的に施設更新、改良等を行い、安全で安定した生活用水の供給を図ります。
- 生活様式の変化や交流人口の増加による水需要に対応し、安全に安定して供給するために簡易水道の統合を図ります。

- 汚水処理施設については地理的条件、人口動態等の諸条件を勘案し、統廃合も含めた合理的な手法でコスト削減を図るとともに、管路等の長寿命化や遠方監視システムの整備など適正かつ合理的な維持管理に努めます。
- 生活環境の保全と自然環境への負荷削減のため、廃棄物の発生抑制や資源化および不法投棄の防止対策を推進します。
- 消防施設については、地理的条件等により山間奥地での緊急即応体制について十分でないため、引き続き防災意識の啓発に努め、地域の実情に即した効果的な防災活動を活性化すべく、自主防災組織などへの支援、協働活動などを一層推進するとともに、消防活動が迅速に行えるよう防火水槽、消火栓等の設置や消防設備の充実に努めます。
- 老朽化した公営住宅については解体や改修等を行い、適正な維持管理に努めます。

## 6 過疎地域における高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

- 生産年齢層の都市への流出などから、高齢化が進み、県平均を大きく上回る状況となっています。今後も高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活できるよう、元気な高齢者の生きがい対策をはじめ、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりや介護予防の推進のほか、寝たきりや認知症など介護や支援の必要な高齢者に対する在宅サービスの充実に努めます。
- 元気な高齢者が今までの経験と技術を活かし、また活躍できる場としてシルバー人材センターへの支援等により高齢者の能力を活かした生きがい・交流の場づくりに努めます。
- きめ細かな保健・福祉サービスの確保を図るため、広域的な取組、既存施設の活用によるサービス提供体制の整備を図るとともに、保健・医療・福祉の連携により、地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- 一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、集落自治組織の互助・共助機能の維持強化を図るとともに、公共・公益機関の見守り機能の強化を図ります。
- 子どもや若者ととともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進めるため、行政はもとより、保育所や学校などの施設、地域住民や企業・NPO など多様な主体が相互連携できる子育て支援のための地域ネットワーク構築に努めるとともに、社会全体で子育て・子育ちを支える必要性や意義について考える機会を提供し、その理解を促進します。
- 保育園・認定こども園等の保育環境整備や、児童の健全育成のための放課後児童クラブの充実に努めます。

## 7 過疎地域における医療の確保に関する事項

- 自然的、社会的条件の制約により開業医等の誘致が困難であり、主な医療機関は市が開設した診療所となっています。今後も、へき地拠点病院に指定されているそれぞれの市立病院による巡回診療を行うとともに老朽化した医療機器の更新を図り、安定的な医療の確保に努めます。
- 特に常勤医師の確保については、様々な対策により、それぞれの市立病院を引き続き支援するとともに、両市と連携し、より効果的な対策を進めます。
- 山間部の無医地区については、へき地医療拠点病院や各診療所との連携により巡回診療を一層充実し、医療の確保を図ります。

## 8 過疎地域における教育の振興に関する事項

- 教育については、施設整備、周辺整備を含め、心身を切磋琢磨する児童・生徒の教育環境の整備を進めるとともに、地域の特色を活かした教育、地域住民との交流活動が展開できる学校づくりを進めます。
- 少人数やへき地という特性を活かして、当地域にしかできない教育、当地域でこそできる教育の確立を目指し、地域における人材や施設を活用しつつ、地域に開かれた学校教育を目指します。
- 登下校時の安全確保を図るために、スクールバスの運行など、細やかな通学対策を講じることにより、今後も安定した通学環境の確保に努めます。
- 図書館やその他の社会教育施設等既存の施設について、地域の人材を活用しつつ、都市との交流や子どもの体験活動の場として有効活用することにより、地域住民の学習機会の充実を図ります。

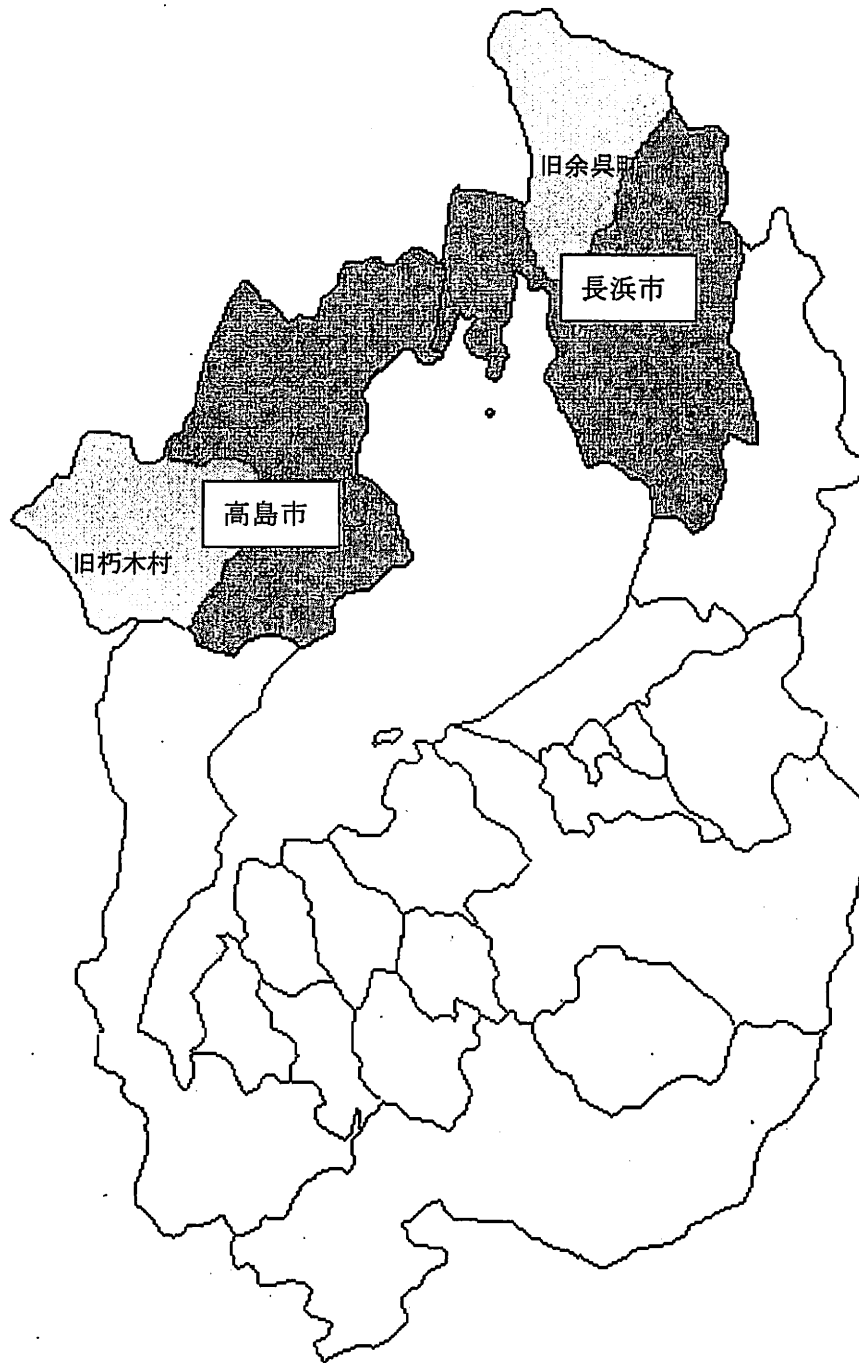
## 9 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

- 長い歴史の中で培われてきた有形・無形の伝統的山村文化が受け継がれており、こうした地域文化を掘り起こし、保存、継承していくことは、地域の自立とともに高齢者の積極的な社会参加の促進と子ども達の郷土愛の醸成につながることから、こうした地域文化の伝承・振興につながる機会を創出していくとともに、伝統的な行事等を県内外に発信していくことで、地域文化を保全・継承していくための支援者の育成を図ります。
- 地域の伝統的な農山村文化の保存と伝承のため、後継者の確保・育成に加え、多くの経費やマンパワーが必要な祭りを継続的に実施するためのボランティアや応援団の育成に努めます。
- 地域住民と都市住民との交流を可能にする拠点施設等と連携して、地域の歴史・民俗・自然等を広く紹介し、地域のアイデンティティを高めるとともに、地域全体をフィールドとして住民活動が活発化するよう支援し、地域文化の発展を促します。

## 10 過疎地域における集落の整備に関する事項

- 地域づくりに係る専門的人材の紹介・派遣、集落支援員等の研修の実施、あるいは地域間の交流や情報交換の場の創出などを通じて地域の活性化に向けた取組を支援します。
- 地域づくりに係る特徴的、先進的な取組や政策情報について県内外の事例を収集、提供しながら、それぞれの区域に相応しい地域づくり政策の展開を推進します。
- 高齢化が著しく進んでいる小規模集落等において生きがいをもって安心して暮らすため、公共交通の確保や生活必需品購入等の支援、除雪など、生活不安を解消するための事業を実施します。
- 移住・定住相談窓口の設置や宅地確保等の住居対策の実施など、地域における受入体制を整え、移住交流や定住促進を図ります。

<参考> 滋賀県内の過疎地域の分布図



|                            |   |
|----------------------------|---|
| 過疎関係市町村数                   | 2 |
| 過疎地域の市町村数<br>(法第2条第1項)     | 0 |
| みなし過疎市町村数<br>(法第33条第1項)    | 0 |
| 一部過疎を有する市町村数<br>(法第33条第2項) | 2 |
| 過疎地域と<br>見なされる区域           | 2 |